日医発第397号(保険)

令和6年5月23日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

長島公之

(公印省略)

令和6年度に実施する集団指導について

令和6年度の指導・監査・適時調査等については、令和6年1月26日付 け日医発第1913号(保険)にてご連絡申し上げたところでございます。

その上で、令和6年度の診療報酬改定時における集団指導等の取扱いについて、令和6年3月8日付け日医発第2125号(保険)にてご連絡申し上げました。

今般、厚生労働省保険局医療課 医療指導監査室から、令和6年度に実施 する集団指導(指定時、更新時、登録時)について、昨年度と同様、e ラー ニング方式により実施する旨の事務連絡が発出されましたので、ご連絡申し 上げます。

指導実施日の1か月前に、保険医療機関または保険医に実施通知が送付され、保険医療機関または保険医ごとに | Dとログインパスワードが付与されます。1か月間視聴可能であり、この間、インターネットを介して e ラーニングシステムにログインして、指定された動画コンテンツを視聴することで実施されます。

ただし、インターネット環境を有していない等の事情により、動画コンテンツを視聴できない場合は、厚生局内の会議室等での視聴を可能としたり、 個別に資料送付を行うことや、視聴期間内に完了できなかった場合は再度視 聴期間を設けるなど、厚生局が都道府県医師会と相談しながら、地域の実情 に配慮し、柔軟に対応するよう要請しております。

1

(添付文書)

1. 令和6年度に実施する集団指導について

(令和6年5月20日付け 事務連絡

厚生労働省保険局医療課 医療指導監査室)

事務 連絡

令和6年5月20日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

医療指導監查室

令和6年度に実施する集団指導について

令和6年度に実施する指導監査等の取り扱いについては、令和6年1月26日付け 事務連絡「令和6年度における指導監査等について」でお示ししているところです。 今般、集団指導の取り扱いについて、下記により改めてお示ししますので、遺漏 なきようお願いいたします。

記

集団指導の実施について

令和6年度に実施する集団指導(指定時集団指導、更新時集団指導、登録 時集団指導)については、令和5年度と同様に下記のとおりeラーニング方 式により実施することとします。

(1) e ラーニング方式による集団指導の概要

保険医療機関等又は保険医若しくは保険薬剤師(以下「保険医等」という。) が、インターネットを介して e ラーニングシステムにログインし、指定された 動画コンテンツを視聴することによって実施します。

ただし、インターネット環境を有していない等の事情により動画コンテンツ を視聴できない場合は、地方厚生(支)局又は都府県事務所内の会議室等での 視聴や、やむを得ない事情により視聴期間中にeラーニングによる集団指導に 参加できない保険医療機関等及び保険医等に対しては、資料を送付するなど柔 軟に対応願います。

また、地域の実情により、eラーニング方式を用いず、従来の方式による集団指導と同様に集合形式による集団指導の実施とすることや、登録時集団指導 において、対象となる保険医等が勤務している保険医療機関等の会議室におい て複数人の保険医等が同時に視聴することも差し支えありません。 (2) 実施通知について

指導実施日の前1か月間の視聴可能期間を設けることとし、実施通知には保 険医療機関等並びに保険医等毎にID及びログインパスワードを記載してくだ さい。

(実施例)

指導 実施日: 令和6年6月30日(日)

実施通知送付日:令和6年5月31日(金)

視聴期間:令和6年6月1日(土)から令和6年6月30日(日)まで(3)視聴者の登録について

視聴者(指導対象者のID、パスワード、所属グループ、指導動画)の登録 については、eラーニング事業者に依頼する方法若しくは自庁で直接登録する 方法を選択することができます。実施の都度、選択は可能ですので、やりやす い方法により登録を行ってください。(具体的な登録方法は、別添の「令和6 年度 e ラーニングによる集団指導の実施について(手順)」を参照してくださ い。)

なお、自庁で登録する場合、作業担当者はあらかじめ登録が必要なため、人 事異動等で担当者が追加、変更となる場合は監査室にご連絡願います。

(4) e ラーニング方式による集団指導の出席に係る記録について

集団指導の対象となる保険医療機関等及び保険医等は、指定された動画コン テンツの視聴を完了することにより、令和6年度の集団指導を出席したことに なります。地方厚生(支)局においては、eラーニングシステムの管理者画面 で視聴履歴を確認し、視聴期間内に視聴が完了している保険医療機関等及び保 険医等を出席として保険医療機関等管理システムに入力してください。

また、視聴期間内に視聴を完了できなかった保険医療機関等及び保険医等に 対して再度視聴期間を設けるなど、集団指導の対象となった全ての保険医療機 関等及び保険医等が原則、令和6年度中に視聴を完了できるよう配慮してくだ さい。

(5) e ラーニング方式による集団指導の実施期間について

e ラーニング方式による集団指導の実施期間(動画コンテンツの配信期間) は、令和6年6月から令和7年2月末までの期間となります。

別添の「令和6年度eラーニングによる集団指導の実施について(手順)」 により実施してください。

○厚発○○○第○○号令和年月日

○○医院 開設者 ○○ ○○ 様

○○厚生(支)局長

○○厚生(支)局及び○○都道府県による集団指導の実施について(通知)

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御 礼申し上げます。

さて、この度、健康保険法第73条(船員保険法第59条において準用する場合を含む。)、国民健康保険法第41条及び高齢者の医療の確保に関する法律第66条の規定により、集団指導を実施することとしていますが、eラーニングを 視聴することにより集団指導に出席したものとみなします。

つきましては、下記のとおり〇〇厚生(支)局と〇〇県による集団指導(eラー ニング)を実施いたしますので、視聴可能期間内に視聴されるよう通知します。

記

1 目 的

保険医療機関における保険診療等(薬局の場合、保険薬局における保険調 剤等)について定められている「保険医療機関及び保険医療養担当規則」

(薬局の場合、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」)等をさらに理解 していただき、保険診療(薬局の場合、保険調剤)の質的向上及び適正化を 図ることを目的としています。

2 視聴方法

○○厚生(支)局のホームページに掲載している集団指導(e ラーニング) 用URLからログインページにアクセスし、必ず下記5及び6のログインID 及びログインパスワードによりログイン後、下記4の視聴可能期間中に集団指 導用コンテンツの視聴を完了してください。<u>視聴を完了しなければ、集団指導</u> に出席したとみなされませんのでご留意ください。

また、インターネット環境が無い等の理由により、 e ラーニングの受講が困 難な場合は、○○厚生(支)局○○事務所まで来所いただき、視聴することが 可能です。詳細につきましては、連絡先までお尋ねください。 なお、ログインの方法等につきましては、別紙をご参照ください。

3	指導実施日(視聴期間最終日)	視聴期間最終日を記載
	令和〇年〇〇月〇〇日(〇)	

- 4 視聴可能期間令和○年○○月○○日(○)から令和○年○○月○○日(○)まで
- 5 ログインID(全て半角)
 n+都道府県コード〇〇+
 (例) n017654321
 6 桁以上の英数字を記載する。
 例:医療機関コード(7桁)
 保険医番号6桁
- ※必ず本通知記載のIDと下記ログインパスワードでログインをしてください。IDやパスワードを間違えると視聴できません。
- 7 指導対象者開設者、管理者、保険医、保険薬剤
- 8 留意事項

英数字9桁以上を設定し、記載する。

最後まで視聴いただくと自動でマイページ画面に移動します。「視聴完 了」と表示されていることを確認してください。

視聴困難な場合等のお問合せにつきましては、次の連絡先までお願いします。
(連絡先)
○○厚生(支)局○○事務所 ○○課 ○○
〒XXX-XXXX ○○市○○町○-○-○
電話 XXX-XXX-XXXX、FAX XXX-XXXX

【〇〇厚生局HP】

スマホ・タブレットからの視聴もできることか ら、QRコードを記載することも可 ※記載例は北海道厚生局HPのもの



令和6年度eラーニングによる集団指導の実施について(手順)

1. 全体の流れ

eラーニングによる集団指導(「指定時集団指導」、「更新時集団指導」、「登録時集団指 導」)については、指導の対象となる保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師(以 下「視聴者」という。)のリストをeラーニングシステムに登録し、当該リストに記載さ れた視聴者が、eラーニングコンテンツを決められた視聴期間内に視聴したことを指導実 施者が確認する形式で行う。



2. 令和5年度からの変更点

eラーニング事業者が変更になったためeラーニングの画面等の仕様が変更となる。

- ① 新しいリンク先は(<u>https://nws.stage.ac/hoken-iryou/</u>)となる。
- ② 視聴が完了すると、視聴画面からマイページ(ログイン後の最初のページ)に遷移し、「視聴完了」が表示される。(視聴者は終了ボタンのクリックが不要となる。)
- ③ 「視聴者登録/更新 登録用エクセル」と「視聴者⇔動画 登録用エクセル」の2 つのエクセルシートにより視聴者・指導動画の登録を行う。
 - 〇「視聴者登録/更新 登録用エクセル」
 - 視聴者のID、パスワード、所属グループ(都道府県)を登録するためのエクセル シート
 - ○「視聴者⇔動画 登録用エクセル」

視聴者と指導動画の紐付け登録するためのエクセルシート

- 3. 実施準備
 - (1) 視聴期間の確認

令和6年度指導計画に基づき、集団指導の実施月に該当する視聴期間を下記の表に

より確認し、登録期限までに視聴者を必ず登録すること。(登録期限上段●がeラーニング事業者への登録期限、下段☆が自庁で登録する期限。)

【視聴期間及び視聴者登録期限】

視聴回	視聴者 ●登録期限(事業者) ☆登録期限(自庁)	視聴期間	指導年月日 (視聴期間最終日)
第1回	●5月24日(金) ☆5月31日(金)	令和6年6月 1日(土)~ 令和6年6月30日(日)	令和6年6月30日(日)
第2回	●6月21日(金) ☆6月28日(金)	令和6年7月1日(月)~ 令和6年7月31日(水)	令和6年7月31日(水)
第3回	●7月24日(水) ☆7月31日(水)	令和6年8月1日(木)~ 令和6年8月31日(土)	令和6年8月31日(土)
第4回	●8月23日(金) ☆8月30日(金)	令和6年9月1日(日)~ 令和6年9月30日(月)	令和6年9月30日(月)
第5回	●9月24日(火) ☆9月30日(月)	令和6年10月1日(日)~ 令和6年10月31日(木)	令和6年10月31日(木)
第6回	●10月24日(木) ☆10月31日(木)	令和6年11月1日(金)~ 令和6年11月30日(土)	令和6年11月30日(土)
第7回	●11月22日(金) ☆11月29日(金)	令和6年12月1日(日)~ 令和6年12月31日(火)	令和6年12月31日(火)
第8回	●12月23日(月) ☆12月27日(金)	令和7年1月 1日(水)~ 令和7年1月31日(金)	令和7年1月31日(金)
第9回	●1月24日(金) ☆1月31日(金)	令和7年2月 1日(土)~ 令和7年2月28日(金)	令和7年2月28日(金)

【事例】第2回視聴期間の6月に集団指導を実施する指導計画の場合

 ① 対象保険医療機関等、保険医等及び指導動画について「視聴者登録/更新 登録用 エクセル」・「視聴者⇔動画 登録用エクセル」に入力し、5月31日までにeラーニ ングシステムに登録する(eラーニング事業者に依頼する場合は5月24日まで)。

- ② 視聴期間最終日(6月30日)が指導実施日となるので、実施通知はその1ヶ月前に あたる視聴開始日(6月1日)に間に合うように発出すること。
- ③ 視聴期間が終了した後に e ラーニングシステム管理者画面にて視聴者が視聴して いることを確認し、保険医療機関等管理システムに指導実施日(6月30日)及び出 欠を登録する。

(2) 視聴者登録/更新 登録用エクセル

視聴者登録/更新 登録用エクセル(視聴者のID、パスワード、所属グループ(都 道府県)を登録するためのエクセルシート)には次の3項目を入力する。

- ユーザーID(A列)
 - ●保険医療機関等の | D (9桁以上)

■オンライン資格確認導入に係る集団指導

s(半角小文字)+都道府県コード(2桁)+任意の6桁以上の英数字 ■指定時集団指導

n(半角小文字)+都道府県コード(2桁)+任意の6桁以上の英数字 ■更新時集団指導

r(半角小文字)+都道府県コード(2桁)+任意の6桁以上の英数字 ●保険医等の | D(9桁以上)

(医師) m(半角小文字)+都道府県コード(2桁)+任意の6桁以上の英数字
 (歯科医師)d(半角小文字)+都道府県コード(2桁)+任意の6桁以上の英数字
 (薬剤師) p(半角小文字)+都道府県コード(2桁)+任意の6桁以上の英数字

- ※ 任意の6桁以上の英数字については、保険医療機関等のコードにするなど、 どのIDがどの視聴者のものかを適切に管理の上、自由に設定することができ るが、記号+都道府県コードのルールは守ること。
- ※ 一度登録した | Dは、繰り返しの使用や複数の指導動画の登録に使用できる。 例えば、「指定時集団指導(医科)6月」に紐付けた | Dの視聴者が視聴を完 了しなかったため「指定時集団指導(医科)8月」の視聴を案内する際には、 再度の | D登録処理は不要となる。(後述(3)の「視聴者⇔動画 登録用エ クセル」の処理のみとなる。)
- ② パスワード(B列)
 任意に英数字を組み合わせた9桁以上とする。
 【注意】・「1」や「1」(小文字のL)等の混同されやすい文字の併記は避けた方が無難。
- ③ 氏名(C列 ※見出しは「氏名」となっているが所属グループのこと)
 プルダウンメニューから都道府県を選択 → 「北海道 O1」~「沖縄 47」

	A	Б	c	D	Ħ	F	Ģ	н
	「アルフライン」と単分しなディー「花り泊り込みます」・「花(中愛術)コード」 サスカしてくたちにし、 オアルフライン」となりは、 オアルフライン」となりませい。 オフィイン(学校の選びが入る)になった町時か、高峰(Fel) サンティン(学校の選びが入る)になった町時か、高峰(Fel) サンティン(学校の選びが入る)になった町時か、高峰(Fel) サンティン(学校の選びが入る)になった町か、高峰(Fel) サンドン(中国) サンド) サンドン(中国) サンドン(中国) サンドン(中国) サンドン(中国) サンドン(中国) サンドン(中国) サンドン(中国) サンド) サンドン(中国) サンドン(中国) サンドン(中国) (中国) サンド) サンドン(中国) サンド) サンド(中国) (中国) サンド) サンド(中国) サンド) サンド(中国) (中国) サンド) サンド(中国) サンド) サンド(中国) サンド) (中国) サンド) (中国) サンド) (中国) (中国) (中国) (中国) (中国) (中国) (中国) (中国	行動の過数中や竹以上支掛 注してください。 とちば使用できません。	思州しは「氏名」ですが、 奇麗グループ をオルダウンルら選択して ください。					
	2010 A PERSON BRIDE PI	5						
1	2-9'-10	パスワード	民名					
2		and the second sec			北海道01	青森県:02	岩手県03	宮城県
3								
0								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
14								
175								
16								
17								
18								
19								
20								
22								
23								
24								
295								
26								
27								
28								
29								
30	CHARACTER CONTRACTOR CONTRACTOR							-

【視聴者登録/更新 登録用エクセル】画面

(3) 視聴者⇔動画 登録用エクセル

視聴者⇔動画 登録用エクセル(指導動画、ユーザー I D、視聴期間を登録するためのエクセルシート)には次の4項目を入力する。

- - 各指導動画(集団指導名)に対応する講義コードは次のとおり
 - ■指定時集団指導
 - →「n-」+「所属科※」+「視聴開始月2桁」
 - ※所属科(医科:medicine-、歯科:dental-、薬局:pharmacy-)
 - ■更新時集団指導
 - →「r-」+「所属科※」+「視聴開始月2桁」
 - ※所属科(医科:medicine-、歯科:dental-、薬局:pharmacy-) ■発得時集団地道
 - ■登録時集団指導
 - 医科→「m-」+「視聴開始月2桁」
 - 歯科→「d-」+「視聴開始月2桁」
 - 薬局→「p-」+「視聴開始月2桁」
- (例)
 - O「指定時集団指導(医科)6月」 → [n-medicine-06]
 - ○「更新時集団指導(医科)6月」 → [r-medicine-06]
 - O「登録時集団指導(医科)6月」 → [m-06
- ② ユーザーID(B列)

上記(2)の「視聴者登録/更新 登録用エクセル」で登録した視聴者のID

]

③ 終了日 (C列)

月末(視聴期間の最終日)を入力する。(例:2024/6/30)

④ 終了時刻(D列)

終了日の視聴終了時刻として「23:59」を入力する。

【視聴者⇔動画 登録用エクセル】画面

Z	A	В	C	D	E	- F	G	н	1	1	K	L.	М
	クリックフラク、設定して19年時期の第4日 デを設定してくなくない。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	医所したい敏度の ログイン目的名力して てんだきし、 マスをし、 マスとし、 マスをし、 マスをし、	 ・ 前面の後期時間目で	Niej70289858146 Elitau LT (23 UL) (22,300 0235 1100 0000 204559 11:03									
1	講義コード	ユーザーID	終了日	終了時刻									
2	n-medicine-06					OnlineShi	In-medicir	nn-medicir	in-medici	nn-medicir	n-medicir	n-medicir	n-medic
3	p-02	7											
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
15													
17													-
	Sheet1 🛞												
_													

(4) 視聴者の登録は、別途示す「管理者用マニュアル」に基づき行うこと。

- 【注意】 I D・パスワードともに全て半角とする。入力項目に誤りがあると実施通知を受け取った視聴者が e ラーニングのコンテンツを視聴できない等のトラブルになるので、ダブルチェックを行うなど事故防止に努めること。
- (5) eラーニング事業者に登録を依頼する場合は、「視聴者登録/更新 登録用エクセル」と「視聴者⇔動画 登録用エクセル」が登録期限までにeラーニング事業者(株式会社ステージ)に到着するように各地方厚生(支)局医療課を経由してeメールで提出する。

【提出先】メールアドレス(p6の6(4)のお問い合わせ先と同じ)

r6elearning-help@stage.ac

登録もれ等のトラブルを避けるため、視聴者リスト(Excelのブック・シート)が 複数にわたることのないよう、1つのシートにまとめた上でeラーニング事業者へ提 出すること。

(6) 視聴者は各視聴期間の登録期限までに必ず登録すること。

登録期限までに登録できないと、視聴者はコンテンツの視聴ができなくなるので登録期限は厳守すること。登録期限に間に合わなかった場合は、翌月以降の指導実施に 変更するなどの対応を図ること。

- 4. 実施通知
 - (1) 視聴者の登録を行った保険医療機関等、保険医等あてに実施通知を作成し、視聴期 間開始日前に視聴者に到達するよう発出する。
 - (2)実施通知には「実施通知例」を参考に次の点について記載すること。
 ①視聴方法、②指導実施日(視聴期間最終日)、③視聴可能期間、④ログインID、⑤
 ログインパスワード、⑥最後まで視聴し、自動的に移動するマイページ画面にて「視聴完了」の表示が出ていることを確認すること。
- 5. 視聴期間終了時

管理者画面にて視聴結果を確認する。視聴結果に基づき、保険医療機関等管理システム に指導結果を登録する。「指導年月日」は視聴期間最終日とする。(※各視聴者の視聴日で はありません。)

- ① 視聴が完了している場合 「90:出席(eラーニング)」
- ② 視聴が完了していない場合 「65:欠席」
- 6. その他
 - (1)下記①及び②のようにeラーニングにログインせずに視聴完了した視聴者について は、管理者画面の視聴結果によらず、保険医療機関等管理システムに指導結果を登録

すること。

- インターネット環境がない等、e ラーニングを視聴できない旨の申し出があり、 指導側で用意した会場、PC・モニターにて視聴者がログインせず視聴を完了した 場合
- 2 登録時集団指導の際に集団で視聴したい旨の申し出があり、代表でログインした 者以外の視聴者は e ラーニングにログインせずに視聴を完了した場合
- (2) e ラーニングで使用するコンテンツ(医科・歯科・薬局)の内容は、e ラーニング システムの画面からPDF形式でダウンロード・印刷することが可能。

やむを得ず、e ラーニングの視聴による集団指導を受けることができない視聴者に 対しては、印刷したコンテンツを指導用資料として送付の上、出席の扱いとし、保険 医療機関等管理システムに指導結果を登録すること。

(3)予備 | D

必要に応じて予備としてログインIDを設定することができる。前記3の(2)① のログインIDのルール(記号+都道府県番号+任意の6桁以上の英数字)に則り、 視聴者リストにてeラーニング事業者へ依頼若しくは自庁でシステムに登録を行う。

【使用例】

医科の登録時集団指導の実施に際して、他県登録の保険医が複数名いた場合に備え て予備 | Dを設定しておく。保険医療機関等から他県登録番号の保険医等がいる旨の 連絡があった際に、予備 | Dを伝え視聴してもらう。

(4) e ラーニング事業者(問い合わせ先)

【事業者名】株式会社ステージ
 【メールアドレス】 <u>r6elearning-help@stage.ac</u>
 ※eラーニング事業者への照会等は、原則メールによること。